

提案資料の作成にあたって

平成15年3月6日

1. 公用車任意自動車保険について

- (1) 保険の付保が必要なのは、全ての公用車ではなく、本件事業の公用車運行管理業務に係る部分のみである。

2. 提案書について

- (1) 様式2-1-2は、応募グループ（代表企業）として代理人を定める旨の表明を求めているものであり、グループ構成員各社からの委任状を求めているのではない。
- (2) 提案書様式の右肩の番号欄には、必要に応じて資料としての通し番号を入れるなどに利用してよい。
- (3) 各書類の作成にあたっては「様式集及び記載要領」に指定の枚数制限を厳守すること。同「記載指示事項」に定めのあるものを除き添付資料等は受け付けない。
また、「様式集及び記載要領」に定める書類以外の提案資料についても受け付けない。
- (4) 資料は、様式通番（項目）ごとにまとめてホチキス等で堅牢に綴じ、資料全体としては、取り外し可能かつ散逸しにくい方式で綴ることとする。
- (5) 資料が多量となる場合には、箱に収めて提出してもよい。その場合、資料を部単位で箱に収めることとし、一式の資料が複数の箱にまたがって収められることがないようにすること。また、箱の表面に応募グループ名と資料の正副の別を記載すること。

3. ヒアリングでの説明について

- (1) ヒアリング時の資料としては、提案資料のみを用いること。パソコン等を利用したプレゼンテーションも含め、一切の追加資料を認めない。
- (2) 時間は、1グループあたり50分程度とし、冒頭に応募グループからの若干の説明（10分程度）を行う他は質疑応答を主体に行う予定である。詳細は後日通知する。